令和9年度入学者対象
小 学 校 入 学 準 備 費 の ご 案 内

1. 小学校入学準備費について

経済的な理由で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に、その一部を援助する「就学援助制度※」を行っております。「小学校入学準備費」は就学援助制度の支給費目のひとつである新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するものです。

支給金額は64,300円です。

※就学援助制度に認定されると、学用品費や校外活動費の一部が支給されます。（詳細は市HPをご覧ください）。
「令和9年度就学援助制度」の申請を希望する場合は入学後に在籍校へ申請が必要です。

2. 支給対象者

下記の**①～④のすべて**に該当する方が対象となります。

①船橋市に住所を有し、住民登録がある方

②令和9年4月に「船橋市立小学校に就学する」「他市区町村立小学校に区域外就学する」予定の新小学校1年生の児童をもつ保護者（船橋市立特別支援学校は対象外）

③生活保護世帯ではない方（生活保護費から同様の費目が支給されるため）

④次の**（ⅰ）、（ⅱ）のいずれか**に該当する方

（ⅰ）児童扶養手当（ひとり親世帯等の手当）を受給している。

（ⅱ）経済的に困窮している（令和7年分の収入で審査を行います。目安金額は下記参照）。

収入金額の目安

世帯の人数	世帯構成（例） ※原則として**同居している方全員を、同一世帯**として審査します。	認定となる年間総収入の目安（収入は控除前の金額）
2人	母（35歳）子（5歳）	約307万円以下
3人	父（36歳）母（34歳）子（5歳）	約386万円以下
4人	父（38歳）母（36歳）子（5歳、2歳）	約415万円以下
	父（42歳）母（37歳）子（10歳、5歳）	約438万円以下
5人	父（38歳）母（33歳）子（5歳、5歳、2歳）	約445万円以下
	父（44歳）母（40歳）子（13歳、10歳、5歳）	約501万円以下
6人	父（39歳）母（38歳）子（10歳、8歳、5歳、2歳）	約521万円以下
	父（45歳）母（39歳）子（10歳、5歳）祖父（72歳）祖母（69歳）	約534万円以下

※世帯の年齢構成等により認定となる収入金額は異なるため、目安金額以下でも認定とならない場合があります。

3. 申請書類

申請書は船橋市教育委員会学務課（船橋市役所7階）、各小学校の事務室、市HP（裏面中段に二次元コード有）からのダウンロードのいずれかで取得可能です。

【申請者全員】

① **小学校入学準備費支給申請書　兼　同意書**

② **申請者名義の通帳コピー**
（金融機関名・支店名・口座名義（カナ）・口座番号が記載されているページ）

令和8年度（令和7年分の収入）の住民税が未申告の方は必ず申請前に申告を行ってください。未申告の場合、審査できません。

【該当者のみ】

③ **令和8年度市県民税課税（非課税）証明書（令和7年分の収入）**

※以下のいずれかに該当する方のみ必要となります。

ⅰ）令和8年1月2日以降に船橋市へ転入された方

ⅱ）船橋市に住民登録がない方（単身赴任等）

※取得場所：令和8年1月1日時点の住民登録の市区町村

※必要記載事項：総収入・給与収入・合計所得・各種所得・扶養人数・各種控除金額等

4. 受付期間・提出先

申請書類提出先	窓口	郵送	受付期間	支給予定日
船橋市教育委員会 学務課	○	○	**11月4日～12月9日**	**1月22日頃**
			12月10日～1月29日	3月5日頃
市内各小学校 事務室	○	×	**11月4日～12月9日**	**1月22日頃**
			12月10日～1月29日	3月5日頃

※書類不備、税の申告漏れ等があると審査を行うことができません。
※受付期間を過ぎた場合は受付できません。
※海外収入があった、何らかの事情で税情報がない、添付書類が提出できない場合はお問い合せください。

●提出先

(船橋市HP)
小学校入学準備費の
申請書はこちら↓

・船橋市教育委員会学務課(船橋市役所7階)

【窓口で申請する場合】11/4～12/28、1/4～1/29の9:00～17:00(期間中の土日祝日を除く)

【郵送で申請する場合】 船橋市教育委員会学務課宛に送付してください。

送付先:〒273-8501　船橋市湊町2丁目10番25号　　船橋市教育委員会　学務課(7階)

※必ず封筒表面に「小学校入学準備費申請書類在中」とご記載ください。

※各受付期間の最終日必着(12/9、1/29)となります。なお、郵便事故等の責任は負いかねますので、
特定記録郵便等をご利用される等、ご注意くださいますようお願いいたします。

・市内各小学校事務室　※書類の受取のみ。郵送受付不可

11/4～12/23、1/6～1/29の9:00～16:00(期間中の土日祝日及び学校ごとの振替休日を除く)

5. 申請にあたっての注意事項

①同住所に居住する方を審査対象としています。住民票上で世帯分離をしている場合でも、同住所に住んでいる全員を申請書に記載してください。※婚姻関係がある別居者についても審査対象となります。

②児童扶養手当を受給中として申請された方で、審査時点で児童扶養手当の受給の確認が出来ない場合は、令和7年分の収入で審査を行います。その際、申請書類に不備がある場合は審査できません。

③審査結果は申請日に応じた各支給予定日の10日程前に郵送予定です。なお、お電話等で審査結果やご指定いただいた口座に関するお問い合わせにはお答えできかねます。

④小学校入学準備費が認定となった場合でも「令和9年度就学援助制度」を希望する場合は入学後に改めて申請いただき再度審査を行います。なお、小学校入学準備費を受給した方には「令和9年度就学援助制度」で認定となっても「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。

⑤「令和9年度就学援助制度」は、原則令和8年分の収入で審査を行います。そのため、小学校入学準備費と審査結果が異なる場合があります。「令和9年度就学援助制度」についての案内が入学後にありますので、申請を希望する場合は入学後に在籍校へご申請ください。

申請後や受給後に他市へ転出、または私立小学校への入学となった場合は、
必ず学務課へご連絡ください。

6. 問い合わせ先 (小学校入学準備費については各小学校ではお答えできません)

船橋市教育委員会　学務課　就学助成係(船橋市役所7階)

〒273-8501　船橋市湊町2-10-25

☎047-436-2852

(船橋市HP)
就学援助制度の概要
等についてはこちら→